

Taku MINAGAWA

## Vom Ständestaat zum Staatenbund

Der Schwäbische Bund  
als Muster des Heiligen Römischen Reiches in der Frühneuzeit



# 等族制国家から国家連合へ

— 近世ドイツ国家の設計図「シュヴァーベン同盟」—

皆川 卓 著

創文社刊

# 等族制国家から国家連合へ

—— 近世ドイツ国家の設計図「シェヴァーベン同盟」——

皆川 卓 著



創文社

皆川 卓 (みながわ・たく)

1967年 神奈川県生まれ

1999年 早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程単位取得退学

現 在 早稲田大学第一文学部・社会科学部非常勤講師，博士（文学・早稲田大学）

【主要業績・論文】

「初期領邦国家と名望家市民」『西洋史学』185号（1997年）

「神聖ローマ帝国騎士の成立」『法制史研究』51号（2002年）

「神聖ローマ帝国を統合する二つの道——ヴェルテンベルク公クリストフの『帝国執行令』構想」小倉欣一編「ヨーロッパの分化と統合——国家・民族・社会の史的考察」（太陽出版 2004年）

〔等族制国家から国家連合へ〕

ISBN4-423-46056-4

2005年1月25日 第1刷印刷

2005年1月30日 第1刷発行

著 者 皆 川 卓

発行者 久 保 井 浩 俊

印刷者 青 木 宏 至

Printed in Japan

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-6-7  
発行所 電話 03(3263)7101 振替 00120-0-92472  
[URL]<http://www.sobunsha.co.jp>

株式 創 文 社  
会社

著者との申し合せにより検印省略

精興社印刷・鈴木製本

# 目次

|   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| 序 | 「連邦制」の淵源としての等族同盟…………… | 三 |
|---|-----------------------|---|

|   |                |   |
|---|----------------|---|
| 一 | 研究意義……………      | 三 |
| 二 | 研究状況と問題設定…………… | 二 |

|     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 第一章 | シュヴァーベン同盟略史…………… | 三 |
|-----|------------------|---|

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 一 | 同盟の発足…………… | 三 |
|---|------------|---|

|   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 二 | 初期の同盟（一四八八～一五〇〇）…………… | 三七 |
|---|-----------------------|----|

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 三 | 中期の同盟（一五〇〇～一二）…………… | 四一 |
|---|---------------------|----|

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 四 | 後期の同盟（一五二二～三四）…………… | 四四 |
|---|---------------------|----|

|     |            |    |
|-----|------------|----|
| 第二章 | 同盟の制度…………… | 四九 |
|-----|------------|----|

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 一 | 同盟制度の概要…………… | 四九 |
|---|--------------|----|

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 初期の同盟制度（一四八八～一五〇〇年）…………… | 五〇 |
|---|--------------------------|----|

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 2 | 中期以降の同盟制度（一五〇〇～三四年）…………… | 五三 |
|---|--------------------------|----|

|     |                                             |    |
|-----|---------------------------------------------|----|
| 二   | 同盟参加の法的枠組み——誓約・捺印・除外・同盟規約                   | 二五 |
| 三   | 政治制度                                        | 二五 |
| 1   | 同盟参事会 (Bundesrat)                           | 二五 |
| 2   | 同盟委員会 (Bundesausschuß/Bundeskommission)     | 二五 |
| 3   | 同盟団長 (Bundeshauptmann/「複数」Bundeshauptleute) | 二五 |
| 4   | 同盟書記 (Bundesschreiber)                      | 二五 |
| 四   | 同盟裁判所 (Bundesgericht)                       | 二五 |
| 五   | 税制と財政                                       | 二五 |
| 第三章 | 同盟の人的統合                                     | 二六 |
| 一   | 同盟における人的統合の意味                               | 二六 |
| 二   | 同盟指導者の統合                                    | 二六 |
| 1   | 同盟指導者のプロフィールとその統合                           | 二六 |
| (a) | 同盟諸侯 (九〇)                                   |    |
| (b) | 同盟貴族 (九〇)                                   |    |
| (c) | 都市指導者の結合 (一〇)                               |    |
| 2   | 同盟指導者の人的関係と地域政治                             | 二六 |
| 三   | 同盟構成員の統合                                    | 二六 |
| 1   | 諸侯の統合                                       | 二六 |
| 2   | 貴族の統合                                       | 二六 |

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 3   | 都市の統合                    | 三二 |
| 4   | 小括                       | 三三 |
|     | (a) 高位聖職者(二三)            |    |
|     | (b) 騎士(二六)               |    |
|     | (c) 高級貴族(伯、フライヘル、ヘル)(三三) |    |
| 第四章 | 同盟の地域統合                  | 三三 |
| 一   | 政治的地域統合の理論               | 三三 |
| 二   | 同盟における「政治の地域化」の可能性       | 三六 |
| 三   | 同盟ラントフリーデの二つの機能          | 三七 |
| 四   | 同盟の暴力的機能と地域統合            | 三七 |
| 五   | 同盟の司法機能と地域統合             | 三七 |
| 六   | 同盟のラントフリーデ機能の限界          | 三八 |
| 1   | フェルバー家のフェーデ(二四七八—一五〇二)   | 三八 |
| 2   | レーブリン家のフェーデ(二四八五—一五〇〇)   | 三九 |
| 七   | 小括——同盟による地域統合の可能性と限界     | 三九 |
| 結語  | ——連邦制的伝統を担う同盟            | 三二 |
| 注   |                          | 三九 |

|                     |       |     |
|---------------------|-------|-----|
| あとがき                | ..... | 二七三 |
| 表・図一覧               | ..... | 57  |
| 史料・文献目録             | ..... | 43  |
| 索引（人名・家名・団体名／地名／事項） | ..... | 3   |
|                     |       | 41  |
|                     |       | 56  |
|                     |       | 93  |

表・図一覧

|      |                                                                       |    |
|------|-----------------------------------------------------------------------|----|
| 表 1  | 同盟構成員数の変遷 .....                                                       | 57 |
| 表 2  | 同盟団長一覧 .....                                                          | 59 |
| 表 3  | 11 年以上就任した同盟参事 .....                                                  | 60 |
| 表 4  | 同盟都市参事の出身地 .....                                                      | 61 |
| 表 5  | 同盟台帳による軍役負担 .....                                                     | 62 |
| 表 6  | 同盟都市台帳 .....                                                          | 64 |
| 表 7  | 高級貴族及び高位聖職者の収入 .....                                                  | 65 |
| 表 8  | 騎士 Wilhelm von Neipperg (1440 頃～1498) の家政及び<br>諸侯とのパトロネージ .....       | 66 |
| 表 9  | 15 世紀末シュヴァーベン騎士の収入 .....                                              | 67 |
| 表 10 | 自治体エーヒンゲン (Gemeinde Ehingen/Donau) における 15 世紀末～<br>16 世紀前半の領有状況 ..... | 68 |
| 表 11 | 同盟団長、貴族部会団長及び同盟参事による紛争調停及び仲裁裁判<br>(1493. 2. 12～1494. 12. 25) .....    | 70 |
| 表 12 | 同盟参事会決議における紛争調停及び仲裁裁判 (1500. 9. 29～1503. 7. 2) .....                  | 74 |
| 表 13 | 同盟参事会決議における紛争調停及び仲裁裁判 (1512. 12. 17～1515. 12. 13) .....               | 78 |
| 表 14 | 同盟参事会決議における紛争調停及び仲裁裁判 (1526. 3. 1～1528. 3. 28) .....                  | 82 |
| 表 15 | 同盟裁判所における紛争調停及び仲裁裁判 (1524. 9. 1～1529. 1. 12) .....                    | 84 |
| 表 16 | 同盟による仲裁・仲裁裁判案件の地域的分布 .....                                            | 86 |
| 表 17 | 仲裁 (裁判) 案件の原因別分類 .....                                                | 87 |
| 図 1A | 新機能主義論に基づく国家連合の概念模式図 .....                                            | 88 |
| 1B   | シュヴァーベン同盟による地域統合の概念模式図 .....                                          | 88 |
| 図 2  | シュヴァーベン同盟の地域統合地図・同盟等族の優越所領名 .....                                     | 89 |



# 等族制国家から国家連合へ

——近世ドイツ国家の設計図「シュヴァーベン同盟」——



## 序章 「連邦制」の淵源としての等族同盟

### 一 研究意義

中央ヨーロッパの政治的伝統の中で特徴的なものの一つに、「連邦」(英: confederation, 独: Bund)がある。西ヨーロッパのイギリスやフランスが中央集権制をとるのに対し、中央ヨーロッパに位置するドイツやスイスが連邦制をとることは、周知の事実である。こうした国制の違いは、俗に中近世の歴史的伝統によるものである、と言われることが多い。すなわち前者が絶対主義と革命を経験して、中央集権を確立するのに成功したのに対して、後者では、神聖ローマ帝国やスイス誓約同盟(盟約者団: Die schweizerische Eidgenossenschaft)以来、現在に至るまで地方分権的な政治体制を引きずっている、というわけである。しかしいかなる点において、そうしたことが言えるのであろうか。それを解き明かすには、先ず連邦の意味を明らかにしなければならない。我々は頻繁に「連邦」、「連邦制」あるいは「連邦的」という言葉を用いるが、それはさして厳密な定義もなく、漠然と地方分権的な政治体制を指すだけが多い。そのような曖昧さを避け、意味を特定するために、先ず現象面から入ってみよう。現在ヨーロッパで連邦制を採る国家は、ドイツ、スイス、オーストリア、ベルギーの四つである。これらは全て

神聖ローマ帝国の故地に当たり、一九九三年に連邦制を採用したベルギー以外、第二次大戦以前から連邦国家の経験<sup>(1)</sup>を有している。そのいずれもが主権を有する政治共同体、すなわち近代国家であることは言うまでもない。しかし主権が政治共同体全体になく、部分的な政治共同体に帰属する連邦、すなわち国家連合も存在する。例えば、主権国家であるイギリス、カナダ、オーストラリア等が、立憲君主制という共通の国制を持ち、君主を共有しているイギリス連邦がそれである。また連邦と呼ばれていないが、共通の政治機関を持つ政治共同体という点では、最近発足した欧州連合(EU)もそれにあたる。現在連邦と言えば、連邦国家を指すことが普通であり、イギリス連邦のように国家連合を連邦と呼ぶことは稀である。<sup>(2)</sup>それは、現在では主権を持つ連邦国家の方が遥かに多いためであろう。しかし連邦という概念は、元来連邦国家と国家連合の両方を含む幅広い概念である。

連邦国家および国家連合の定義については、既に二〇世紀初頭のドイツの国家学者イエリネク(Georg Jellinek)がほぼ完璧に述べている。それによると、まず連邦国家の条件とは、主権が連邦を構成する地方権力(支邦)の側ではなく、これらを統括する上位権力(連邦政府)に存在すること、それにも拘わらず、連邦政府が介入し得ない独自の政治的領域が存在し、この領域において支邦が国家としての性格を持っていることである、という。こうした二重権力状態を可能としているものは、一つには主権である。主権が連邦国家に帰属することにより、最終的に優位を主張しうるのである。そしてもう一つには、連邦と支邦の地位を定めた共通の規約ないし法規、すなわち憲法の存在である。双方が憲法を遵守することにより、権限分割が明示的に行われ、またそこで生じる矛盾を平和的に解決することができるのである。従って主権や憲法のない前近代には、連邦国家はあり得ない。<sup>(3)</sup>合衆国憲法の制定された一七八六年以降のアメリカが、世界初の連邦国家であると言われる所以はここにある。それに対して国家連合とは、「独立した諸国家の、協定に基づく、永続的な結合」であって、多くの場合防衛を目的とし、恒常的な

組織、とりわけ永続的な機関を持つものである。連邦国家との決定的な相違は、国家連合の場合には、主権が連邦ではなく、支邦に属するという点である。<sup>(4)</sup>

もっとも防衛を目的とした政治団体は国家連合に限らない。その代表的なものが軍事同盟である。にもかかわらず国家連合は、存立の法的根拠である協定（基本条約）の有無、そして共同の行政制度や共同の官庁の有無によって、単なる軍事同盟と峻別される。<sup>(5)</sup> 主権国家の連合組織であるヴィーン体制下でのドイツ連邦（Deutscher Bund）が、アメリカ合衆国やドイツ連邦共和国と似ても似つかない多極的な政治体制でありながら、国家連合という条件付きで連邦とされているのは、この政治機構が規約と共通の政治機関を有していたからである。特に紛争当事国同士を調整する仲裁裁判所の存在は、連邦と呼ばれない類似的の軍事組織（例えば北大西洋条約機構＝NATO）とは決定的に異なる点である。

連邦国家と国家連合とを分けるメルクマールは、一九世紀から国家学者たちによって事ある毎に挙示されていて、それらは国制史家コゼレック（Reinhard Koselleck）によって簡潔にまとめられている。先に述べた主権の帰属の他、法的規律が条約によるものか国法によるものか、目的が外部からの防衛か内部の公益か、軍隊が連合軍か単一軍隊か、内部の紛争を裁くのが強制力のない仲裁裁判所か強制権を持つ職権的な裁判所か、そして解消（脱退）可能なものかどうか、租税高権があるかどうか、などである。<sup>(6)</sup>

イエリネクの説明も、ほぼこの線に沿っている。更に付け加えるとすれば、国家連合の機関が、連邦国家とは異なつて支邦に服従する住民個人に対して支配権を持っていない点、連邦が構成員たる支邦に対して取りうる強制が実定法的でない点（つまり強制が命令と執行によるものではなく、戦争や政治的な制裁によること）などである。いずれにせよ最も根本的な相違は、主権が連邦にあるか支邦にあるかに存在する。

メルクマール、すなわち判断の基準となる諸現象を問題とするならば、主権の帰属如何から必然的に生じる諸現象も、考慮する必要がある。その中でも特に明確な相違は、イエリネクが国家の諸要素の筆頭に挙げている領土である。<sup>(7)</sup>連邦国家は主権、特にその本質的な部分を成す人への命令権 (imperium) に基づいて、一定領域に排他的な支配権を行使しうるが、国家連合にはそうした命令権がないため、領域支配は支邦に任せ、自ら行使することはない。それ故国家連合が領域的性格を持つとすれば、それは隣接する支邦が国家連合を結成する際の理由 (例えば防衛上の便宜) によるものである。

しかしイエリネクは、連邦ではなく支邦に主権が帰属することこそが、国家連合の条件である、とする一方、国家が主権国家として成長していくにつれて、共通の機関に従属することが困難になり、それがために国家連合は解体する、という論理も展開している。これによれば、支邦が共通の機関に従属しうる程度の未発達な主権を持つ限りで、言い換えれば支邦が完全な意味での主権国家でない限りで、国家連合は存続しうることになる。<sup>(8)</sup>この議論は、国家連合の定義そのものと矛盾する。相反する二つの議論を両立させようとすれば、国家連合とは、支邦に近代的な主権を構成するような条件が部分的に帰属するが、それが完全な意味での主権となっていないような、いわば近代国家への発展の道筋に発生する過渡的な秩序である、と説明するしかないだろう。

実際にイエリネクが国家連合の具体的な例として挙げているのは、近世や一九世紀の政治共同体、すなわち近世のオランダ、ヴィーン体制下のスイス、独立から憲法制定までのアメリカ、一九世紀ドイツにおけるライン連盟、ドイツ連邦である。これらのうち、イエリネクの生きた二〇世紀初頭の段階で、単一国家となったオランダを除く全てが、国家連合から直接連邦国家への移行を実現し (アメリカは一七八六年、スイスは一八四八年、ドイツは一八七一年)、イエリネク自身、こうした国家連合は既に消滅しつつある事例である、と述べている。<sup>(9)</sup>このように、不完

全な主権を持つ支邦の連合は、連邦国家の直接的な前身となっている。それ故国家連合の起源を突きとめることこそ、連邦制的伝統の起源を明らかにすることである、と言えよう。

本書で問題にするドイツの場合、その連邦制的伝統を近世の神聖ローマ帝国に見いだす研究者も多い。なぜなら神聖ローマ帝国は、その構成員たる帝国等族 (Reichstände) が、支邦たる領邦 (Territorium) の支配者、いわゆる領邦君主 (Landesherr) として個別に自律的な統治権を保持しつつ、帝国内部における平和維持の主導権を握る分権的な政治体制であったからである。国制史家アンガーマイヤー (Heinz Angermeyer) は、この体制を「等族の自由を保障する連邦的体制」と捉えており、帝国国制史研究の現在の意義は、一つにはこの点にあるとされている。<sup>(10)</sup>しかし大きな問題もある。それは解体した神聖ローマ帝国が、その後ヴェーン体制の下でも再建されず、国家連合の段階を経なければならなかったという点である。それまで領邦を繋ぎ留めていた帝国の制度が全て消滅し、その求心力が全く失われたこの時期、主権国家となった領邦は、なぜ四分五裂の状態にならずにすんだのであろうか。それは神聖ローマ帝国の中にも、帝国から自立した国家連合の動きが存在したからである。そのヒントは、ドイツにおいて初めて主権国家の連合と称した一八〇六年のライン連盟の設立に隠されている。この時、最後の神聖ローマ皇帝フランツ二世は、その故地をなおも「帝国」と称したのに対し、互いに同盟し、ナポレオンを保護者に戴いて帝国から脱退したかつての帝国等族たちは、その根拠を、有力な帝国諸侯が同盟を締結して帝国の秩序を維持してきたという伝統、いわゆる「国家同盟」(systema civitatum) に求めた。この概念は「諸国家 (の)」を表す civitatum と、<sup>(11)</sup>「同盟」を意味する systema からなっている。

フランスから加えられた政治的・軍事的圧力を帝国等族の間で正当化し、神聖ローマ帝国の秩序を否定してライン連盟を結成するためには、同盟を結成して帝国内部の領邦を統合するという過去の例に依拠せざるを得なかった

のである。連邦制の伝統は、この「国家同盟」という概念を介して、近世から近代に受け継がれたと言える。連邦、あるいは同盟を意味するドイツ語 Bund の歴史の変遷をたどったコゼレックも、近代的な言葉を使えば、と断りながら、この国家同盟、すなわち *systema civitatum* を、はっきりと国家連合であると述べている。この概念は、一八世紀以降、従来のアリストテレス的政体論を駆逐しつつ、帝国の法学者の間に広まっていたものであるが、初めて理論化したのは法学者ブーフエンドルフ (Samuel von Pufendorf, 一六三二〜九四) であった。<sup>(12)</sup>

その前提となったのは、一六世紀後半にフランスで起こった主権概念の成立であった。周知の通り主権概念を確立したのは、ボダン (Jean Bodin, 一五三〇〜九六) であり、本来の意味は諸々の支配権に優越する至上権、すなわち *maiestas* である。彼が一五七六年に著した著書『国家論六書』(Les six livres de la République) で論じている *maiestas* は、<sup>(13)</sup> 諸々の中間団体の自律性を前提としているなど、近代国家の主権概念とはかなり異質のものであるが、ともあれ立法、司法、官職任命、課税などにおける究極的権力を理念化したという点では、識者の間で見解の一致を見ている。<sup>(14)</sup> そのボダンが、国家の連合体 (*foedera civitates*) は主権を行使しうるか否か、という問題を扱い、その際同時代の例として、スイス誓約同盟と神聖ローマ帝国を挙げていることは、あまり知られていない。ボダンによれば、スイスの場合、邦 (Ort) と呼ばれる支邦がそれぞれの公益を目指して、それぞれの臣民を支配しており、いわば主権的な存在である。その上位権力である誓約同盟は、そうした主権的権力を行使していない。一方神聖ローマ帝国は、皇帝を選挙で選ぶ貴族政国家であり、そもそも国家の連合体とは言えない、という。こうしたことからボダンは、国家としての性格を持っている国家の連合体は存在しない、と結論づけている。<sup>(15)</sup> 主権、すなわち究極的権力の存在を国家の基準とするボダンとしては、当然の結論であると言える。

ボダンの『国家論』は既に一六世紀末にドイツ語に翻訳され、それによって一七世紀神聖ローマ帝国の法学界で



も、主権概念は周知の事柄に属していた。<sup>(16)</sup>しかし当時の帝国で法実務と理論を担った法学者たち、いわゆる「公法学者 (Publicist)」は、帝国の現状を前にして、この主権概念をどう位置づけて良いか分からなかった。<sup>(17)</sup>周知の通り、帝国は皇帝を君主とする帝国と、その臣下である帝国等族を君主 (政権) とする支邦、すなわち領邦の二元的国制であり、支配権を集中しているのは領邦の方であったからである。

神聖ローマ帝国の領邦とは、選帝侯領、公領、辺境伯領、方伯領、大司教領、司教領などの聖俗諸侯領邦、伯領や修道院領などの貴族・高位聖職者領、帝国都市領など、一定領域を支配する地方権力であり、神聖ローマ帝国とは、こうした地方権力の主である領邦君主が、帝国等族の資格で構成する政治団体であった。帝国等族は、皇帝、自らが出席する等族制集会及び共通の司法機関を戴くことで、辛うじて一体性を保っていた。これらの共通機関が介入しうる領域は、原則的に彼ら帝国等族の問題に限られ、彼らの領邦内部に直接支配権を及ぼすことはできなかった。帝国は、領邦の臣民を支配する領邦君主⇐帝国等族と、彼らを支配する帝国という二つの政治団体に分裂し、ボダンの言う主権者に該当する権力、すなわち理論的に全住民を支配する至上権の担い手が存在しなかったのである。

それにも拘わらずこの帝国が外見上国家の形をし、とりわけ地理的な一体性を保ち得たのは、帝国等族が領域の支配、すなわち領邦支配 (Landesherrschaft) を確立し、帝国の諸機関を通じて、その統治する領域を全て帝国に結集させた結果に他ならない。この意味で領域的な政治権力としての近世神聖ローマ帝国は、領邦の成立を前提条件としていた。ボダンが帝国を貴族政の主権国家と誤解したのは、帝国国制に通じていなかったこともあろうが、ボダンの活躍した一六世紀後半が、帝国議会など帝国諸機関の最も有効に機能した時期であるためであらう。

このような状況の下で、公法学者たちはボダンの理論と現実のギャップに苦しんだ。プーフエンドルフもその一